

第3 学校における食育推進体制

1 学校教育活動全体で行う食に関する指導

学校における食育を推進する上で、給食の時間のほか、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における食に関連する学習内容相互の緊密な連携を図り、横断的・総合的な指導を行うとともに、その指導に際し、学校給食を教材として積極的に活用することが大切です。

例えば、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科において栄養バランスを学ぶ場合、当日の学校給食の献立を教材として扱い、授業後の給食の時間に、実際に見て食べることを通して、理解を深める取組等が考えられます。

また、高等学校においても、生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、学校の教育活動全体を通じて食育に取り組むことが望まれます。その際、家庭科、保健体育科等の関係する教科、ホームルーム活動や生徒会活動等の特別活動、総合的な学習の時間等を中心とし、外部の有識者等も活用しながら、それぞれの特質に応じた食に関する指導を適切に行うことが重要です。

さらに、特別支援学校においては、小中学校の指導に準じて行うとともに、健康状態の維持・改善、食べる機能や食事をするための上肢機能の改善・向上等の自立活動の視点を加味するなど、児童生徒の障害の状態や特性等を十分に考慮して実施することが大切です。

【学校教育活動全体で行う食育推進のイメージ図】

